

八潮北保育園運營業務委託事業者選定に係る簡易型プロポーザル方式実施要領

1. 公募趣旨

品川区（以下「区」という。）では、園舎の大規模改修や建替えを契機として、可能な範囲で区立保育園の民営化を計画・実施していくことで、民間活力の導入により区全体の保育の質・量の維持・向上を目指します。

この度、八潮北保育園の運営を担っていただく事業者を募集いたします。社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績があり、継続的に安定的で効率的な運営と質の高い保育の実施が可能な事業者からの応募をお待ちしております。

2. 品川区の乳幼児教育の理念

人間尊重の精神に基づき、一人一人の子どもがよさと可能性を發揮し、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。

3. 品川区が目指す子ども像

- ① 健やかな体と心をもつ子ども
- ② 豊かな感性と創造性にあふれる子ども
- ③ 自分で考え行動する子ども

4. 応募資格

運營業務委託事業者の資格要件については、以下に定めるとおりとします。ただし、応募後、本資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。なお、法人格を取得する見込みがある場合については、別途ご相談ください。

(1) 主体

原則として、簡易型プロポーザル方式（公募型）参加申込書提出日（以下「応募日」という。）現在において、以下に定めるとおりとする。

- ① 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- ② 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）に規定する学校法人
- ③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人および一般財団法人
- ④ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に規定する公益社団法人および公益財団法人
- ⑤ 日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）に規定する日本赤十字社
- ⑥ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- ⑦ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、区が認める事業者

(2) 要件

- ① 品川区工事請負業者指名停止基準（昭和55年10月22日付区長決定）による指名停止期間中でないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ③ 品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例34号）第2条第1項第1号から第3号に該当せず、かつ第5条を遵守すること。
- ④ 児童福祉法に定める認可保育所（公設民営園での業務委託を含む。以下「認可保育所」という。）を応募日現在原則3年以上運営し、認可保育所を運営するために必要な経営基盤および社会的信望を有している事業者であること。
- ⑤ 都道府県が行う指導検査等において、当該法人が運営する認可保育所に関して、重大な指摘事項を受けていないこと。
- ⑥ 品川区が策定した、就学前乳幼児の保育・教育指針「のびのび育つしながわっこ」第1章第1に規定する品川区の乳幼児教育の理念及び、同章第2に規定する品川区が目指す子ども像等、区の保育行政をよく理解し、積極的に協力をする事業者であること。
- ⑦ 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。
- ⑧ 社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であること。
- ⑨ 東京都が定める「保育所設置認可等事務取扱要綱」第2の1に規定する基本的要件（設置経営主体）を満たす事業者であること。
- ⑩ 応募申込後、9月18日（金）に区が実施する事業者説明会に必ず参加すること。

5. 施設概要

令和3年度から1年間、現在の八潮北保育園にて引継ぎ保育を行い、令和4年度から、保育園の運営を業務委託します。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 保育園名 | 八潮北保育園 |
| (2) 住 所 | 品川区八潮五丁目1番3号 |
| (3) 敷地面積 | 5,382.40 m ² |
| (4) 延床面積 | 約785.32 m ² |
| (5) 規模・構造 | 地上5階建て1階部分 鉄筋コンクリート造 |
| (6) 開設年 | 昭和58年（令和元年大規模改修済） |

6. 保育園の実施事業等

保育園の実施事業等は、以下に定めるとおりとします。

(1) 開所日

月曜日から土曜日（日曜、祝日、12月29日から1月3日までの年末年始は除く）とすること。

(2) 定員

現在の定員と同様 102 人とすること。

(0 歳 : 9 人、1 歳 : 15 人、2 歳 : 18 人、3 歳 : 20 人、4 歳 : 20 人、5 歳 : 20 人)

(3) 基本開園時間

午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までの 11 時間とすること。

(4) 時間外保育事業

午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分までの 1 時間の延長保育の実施を必須とすること。

7. 保育所運営条件

保育園の運営にあたっては、以下に定めるとおりとします。

- ① 区は「運営等の支援」を、事業者は、創造性、柔軟性等を生かした「質の高い保育・教育を安定的、効率的、継続的に提供する」こと等を、互いの協働を前提とした役割分担のもとに保育園の運営等を行うこと。
- ② 保育園の運営等にあたっては、区の方針および提案内容を考慮した上で、区と事業者とで協議し、委託契約書を締結すること。
- ③ 区は、品川区長期基本計画および品川区子ども・子育て支援事業計画等により、総合的な子育て支援施策を推進しているため、区との連携・協力を図ること。
- ④ 区では、独自の就学前乳幼児教育プログラムを作成し、幼稚園・保育所に在園する乳幼児に同一の就学前教育を行っているため、内容を理解し保育・教育にあたるよう協力すること。
- ⑤ 区の事業として、時間外保育および一時預かり事業（一時保育）を移行当初より実施すること。その他、区の事業計画については、区の指示に従うこと。なお、応募にあたっては、独自の特別保育対策事業等追加の事業を提案することができる。ただし、提案された事業の実施を約束するものではない。実施事業の決定にあたっては、区と協議の上決定すること。
- ⑥ 移行までに、計画的な施設長と職員の研修等を実施し、人材の育成に努めること。また、移行に伴う定員の変化や定員拡大に対応する人員配置を適切に行うこと。
- ⑦ 移行 1 年前は、4 月から施設長および主任保育士候補者が移行準備に対応し、12 月頃からは少なくとも全クラスにクラスリーダーを配置し合同保育を実施すること。また、移行後も引き続き当該職員が保育園運営に携われるように人事配置を行うこと。
- ⑧ 保育の安定性を図るため、運営開始後職員の異動は極力避け、特に施設長候補者については、やむを得ない事情を除き、移行後 5 年間程度は異動を行わないよう努めること。
- ⑨ 保護者の車両（自転車、ベビーカーは除く。）による送迎は、近隣住民および近隣施設利用者への迷惑となることから厳禁とし、入園前に保護者へ十分説明すること。また、場合によっては、送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導にあたらせる等、違法駐車による問題や交通事故等を未然に防ぐよう十分な対策を講じること。
- ⑩ 保育の質向上のため、次にあげる外部評価を受けること。
 - ア 東京都福祉サービス第三者評価を受審し、評価結果を公表すること。
 - イ 区が実施する保育内容等に関する助言指導に対し積極的に協力し、その助言指導に対する改善を図ること。

- ⑪ 給食は園内調理とすること。調理員はその半数以上が集団給食施設の実務経験を有するものとし、栄養士を配置する等の体制を確保すること。また、食材の調達は区内業者からの購入を基本とすること。ただし、調理業務を再委託することは可とする。応募事業者には区の給食マニュアルを貸し出すので、参考にすること。(複写不可)
- ⑫ 区が用意する施設、設備、物品等については善良な管理者である事業者が注意をもって使用するものとし、事業者の故意または重大な過失により損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。
- ⑬ 区が用意する施設のガラスの破損、蛍光灯等の消耗品の交換および下水のつまり等軽微な修繕については、事業者が負担すること。
- ⑭ 保育園の運営等にあたり、以下の法令、条例および関係規定の基準を満たすこと。
 - (ア) 児童福祉法および東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の関係法令
 - (イ) 食品製造業等取締条例 (昭和28年東京都条例第111号)
 - (ウ) 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則
 - (エ) 保育所設置認可等事務取扱要綱 (東京都)
 - (オ) 健康増進法 (平成14年法律第103号)
 - (カ) 児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について (令和2年3月31日子母発0331第1号厚生労働省通知)
 - (キ) 社会福祉施設における衛生管理について (平成9年3月31日社援施第65号厚生労働省通知)

※以上に掲げる法令、条例および関係規定が全てではないので、注意すること。

- ⑮ 児童福祉法等関係法令や区の条例および要綱 (例：品川区一時保育事業実施要綱) を遵守し、かつ第三者評価、相談・苦情対応の仕組み等を整備し、質の高い保育を提供すること。
- ⑯ これまで対象園で行われてきた、行事および保育内容を移行後1年間は引き継ぐこと。
- ⑰ 苦情解決の方法として、施設長・理事等を苦情解決責任者とし、職員の中から苦情受付担当者を任命すること。また、苦情解決に客観性を確保するため、第三者委員を設置すること。

8. 職員の要件

職員の要件については、以下に定めるとおりとします。

- ① 保育所設置認可等事務取扱要綱 (東京都) 第2の4の(1)に規定する職員配置基準および同要綱第2の8に規定するその他を民間保育所と同様に遵守すること。ただし、1歳児については、「幼児おおむね6人につき1人以上」という箇所を、「幼児おおむね5人につき1人以上」と読み替えるものとする。さらに基準外職員として、常勤看護師を1名配置すること。ただし看護師は正看護師に限る。
- ② 施設長は専任とし、保育士資格を有する者で、認可保育所の施設長または主任保育士に準じた実務経験が1年以上あること。なお、保育の安定性を図るため、施設長については、やむを得ない事情を除き、移行後5年間程度は異動を行わないよう努めること。
- ③ 主任保育士は専任とし、保育士資格を有するもので、認可保育所の施設長または主任保育士に準じた経験が1年以上あること。
- ④ 常勤保育士のうち3分の1は、保育士免許取得後実務経験3年以上の者とする。

9. 保護者への説明、引継ぎ業務および民営化後の対応

運営事業者は、引継ぎ体制や実施事項等について整理した移行計画を策定してください。策定にあたっては、区との協議を行ってください。要件については、以下に定めるとおりとします。

(1) 保護者への説明

疑問点や不安の解消を図るため、保護者への十分な情報提供を行うこととします。保護者への説明にあたっては、必要に応じて説明の場に参加してください。

(2) 引継ぎ、合同保育

- ① 園児の環境変化、安定した園生活を継続できるように配慮すること。
- ② 引継ぎ業務は、運営主体移行前年度の1年間で実施すること。
- ③ 合同保育は、運営主体移行前に、3ヶ月以上かけて実施すること。
- ④ 実施スケジュールは以下のとおり。

時期		主な引継ぎ内容等	主な行事
2年前	11月	事業者決定	
	12月	運営事業者の紹介	
1年前	4～6月	引継ぎ開始 引継ぎ計画について 保育参加	保護者会 定期健診
	7～9月	事務引継ぎ	七夕 夏祭り プール 敬老会 保護者会 運動会
	10～11月	合同保育開始準備	遠足 焼き芋会
	12月	合同保育の開始	お楽しみ会 発表会 餅つき会
	1～2月	各クラスの保育参加	豆まき 作品展 新入園児面接 保護者会
	3月	引継ぎ（調理業務） 全体の最終確認	ひなまつり 卒園式 お別れ会
民営化年	4月	運営主体が民間へ移行	

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、行事は中止または縮小する可能性あり

(3) 民営化後の対応

① 第三者評価制度の受審

東京都福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を事業者に義務付け、第三者の視点により民営化後の園の評価を行う。評価結果はインターネット等で広く公開する。

② 保護者アンケートの実施

区は、保護者アンケートを実施し、園の評価を行う。アンケート結果は、事業者に通達し、運営改善を促すものとする。

③ 三者協議会の設置

移行後一定期間、保護者代表・事業者・区の三者間で、定期的な話し合いの場を設置する。園運営や保育について、保護者から意見等を聴取し、より良い保育の実現を目指す。

④ 給食調理の確認

区は、事業者がつくる毎月の給食献立を確認することで、より安全な給食提供を図る。

⑤ 巡回指導

区職員による巡回指導を行うことで、民営化後にも適切な保育環境での園運営を継続させる。

10. 保育所の運営委託費

保育所の運営委託費については、以下に定めるとおりとします。

① 「子ども・子育て支援法」、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」による国が定める額に、「品川区特定保育所運営費助成要綱」に定める区が加算した額を区が設定する定員数に応じて委託費の算定基準とする。委託費は人件費、管理費および事業費等保育所運営にかかる一切の費用を含んでおり、原則として利用者から負担金の徴収は行ってはならないものとする。

② 時間外保育事業（延長保育）を利用する保護者からは、品川区立保育所における時間外保育等に関する条例（平成10年品川区条例第43号）別表第1による額を徴収すること。また、区の事業で一時保育および定期利用保育を利用する保護者からの利用料については、区で決められた額を徴収すること。

③ 引継ぎ時等必要となる経費については、原則区が負担する。

11. 提案内容

提案内容は別紙1のとおりです。具体的な記載をお願いします。

12. 選定スケジュール

別紙2のとおりです。

13. 事業者の選定方法

事業者は、区職員（保育施設調整担当課長、総務課長、保育課長、保育支援課長、高齢者地域支援課長）5名で構成する「八潮北保育園運営業務委託事業者審査会」の審査および区職員（子ども未来部長、総務部長、福祉部長、保育課長、保育施設調整担当課長）5

名で構成する「八潮北保育園運營業務委託事業者選定会議」での選定を踏まえ、決定します。

審査方式は、応募者数によりますが、提出書類による一次審査およびヒアリングによる二次審査を予定しています。二次審査にあたって、区内に認可保育園等の保育施設を設置していない事業者については、近隣の保育施設へ視察に伺う場合があります。なお、応募者が多数の場合はヒアリング（二次審査）を行う事業者を書類選考（一次審査）で4者程度に選定させていただく場合があります。

また、必要に応じて外部の有識者等の意見を聞く場合があります。

審査の結果は、審査の都度、「12. 選定スケジュール」に沿って文書で通知します。最終選考結果は11月下旬を目途に文書で通知する予定です。

14. 評価基準

評価基準は、保育所保育指針、本要領2および3に鑑み、以下の点を重視します。

① 方針の合致、熱意・意欲

- ・本事業の実施方針が明確であり、区の理念とも合致しているか
- ・保育に対する理念と本事業の提案理由が明確であり、妥当であるか
- ・実施方針を具現化する提案内容か
- ・引継ぎ保育に対する対応や配慮がなされ、具体的であるか
- ・社会福祉事業および品川区の保育事業への熱意・意欲があるか
- ・区や地域、区民の状況等を検討・把握し、提案を行っているか

② 管理運営体制

- ・引継ぎ保育の課題等が整理され、解決に配慮した実施体制であるか
- ・実施体制に即した職員配置計画であり、具体的かつ実現可能性があるか
- ・職員配置計画で年齢、資格、経験年数等のバランスを考慮しているか
- ・職員の健康管理（日常的な管理および定期的な管理等）が十分に考えられているか
- ・委託期間終了後の職員の処遇は具体的かつ実現可能性があるか
- ・職員の定着率が高く、提案している実施体制の実現可能性があるか
- ・安定的に人材を確保しており、提案している実施体制の実現可能性があるか
- ・職員の育成策や研修計画が十分に検討され、実現可能性があるか
- ・苦情処理窓口の設置が検討され、実現可能性があるか
- ・苦情処理委員会等、対応の検討と実行される仕組みを検討しており、実現可能性があるか
- ・利用者意見の把握・反映が検討され、実現可能性があるか
- ・職員意見の把握・反映策が検討され、実現可能性があるか
- ・第三者評価等の客観的評価への取り組み、課題の検討や反映策が検討され、実現可能性があるか
- ・園を運営する上で生じた課題（保護者・職員・地域）への対応方法が考えられているか

- ・運営不振等、当該園の運営が困難となった場合の支援方法が現実的に考えられているか
- ・個人情報保護に対する取組方針や防災・災害対策マニュアルの整備等、危機管理への取組が定められており、実現可能性があるか

③ 保育内容

- ・本事業における保育内容の考え方が明確であり、区の考えと一致しているか
- ・保育の考え方で示した内容の実現可能性が高く、バランスのとれた提案であるか
- ・特別支援児（障害児）、特に配慮が必要な児童への対応が検討され、実現可能性があるか
- ・保護者の要望に沿った適切な保育体制の整備・保護者の負担軽減が図られているか
- ・全体的な保育計画（方針）に基づき、指導計画を作成・実施し、記録も作成しているか
- ・実施した保育の評価・課題抽出を行い、改善する方策を提示しており、実現可能性があるか
- ・意見の把握・反映に基づき、保育の質の向上策を検討しており、実現可能性があるか
- ・引継ぎ時の課題が検討され、対応や配慮が具体的かつ効果的であるか
- ・一日の保育の流れは、本提案内容に即した保育の流れとなっているか
- ・一年間の行事計画は、本提案内容に即した行事計画となっているか
- ・健康・発達に応じた配慮がなされているか（献立、食器、食具及び離乳食等）
- ・食育の観点からの取組がなされているか
- ・アレルギー、宗教等に対する配慮がなされているか（除去、代替食等）
- ・長時間保育時に対する配慮がなされているか（補食等）
- ・適切な衛生管理がなされているか
- ・園児の健康管理・感染症対策等の衛生面の配慮が検討され、実施されているか
- ・保育環境の安全確保に努め、チェックリストを作成する等して具体的に取り組んでいるか
- ・衛生管理マニュアルや指針が整備され、それに基づき運営されているか
- ・保育中の事故発生時の対応方針が明確であり、具体的であるか
- ・保育環境の安全確保に努め、チェックリストを作成する等して具体的に取り組んでいるか
- ・子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益の確保に取り組んでいるか
- ・虐待に対する考え方が妥当であり、虐待防止マニュアル・明確な基準等も整備され、対応されているか
- ・保育に係る保護者の参加策の検討や確保等がなされ、実施されているか
- ・保護者との十分な連携確保策が確立されているか（連絡帳や日誌でのやり取り等）
- ・家族の育児力や課題の把握策や取組等が検討され、実施されているか
- ・家族の全体像をとらえ、相談を実施しているか

- ・当該保育所、子育て家庭や区・地域に生じているニーズに即した提案がなされているか
- ・実現化する上での手順等が検討され、実現性があるか
- ④ 近隣住民等との関係
 - ・仕様に基づいた提案がなされ、地域住民との協力・理解が得られるような内容であるか
 - ・地域事業への参加、保育園事業への地域住民の参加等、保育園と地域との関係が考えられているか
- ⑤ 財務状況・委託費用
 - ・資金調達・収支計画が適切であるか
 - ・費用・算出根拠が明確であり、妥当であるか
 - ・財務状況は良好であるか

15. 応募手続き等

(1) 応募申込

本公募への申込を希望する事業者は、十分に八潮北保育園の現状を確認したうえで、「簡易型プロポーザル方式（公募型）参加申込書」を提出してください。

区に、本件の「簡易型プロポーザル方式（公募型）参加申込書」（様式1）の提出をした事業者を応募申込者とします。

- ① 提出日 令和2年9月3日（木）～9月15日（火）（土日・祝日を除く）
- ② 受付時間 午前9時～午後3時（正午～午後1時を除く）
- ③ 提出先 本要領17のとおり

(2) 公募説明会

- ① 日時 令和2年9月18日（金）午前10時から
 - ② 場所 品川区役所 第3庁舎 5階 353会議室
- ※上記（1）応募申込をした事業者を対象とします。

(3) 施設見学会

- ① 日時 令和2年9月18日（金）午後（時間帯については説明会当日決定予定）
- ② 場所 品川区八潮5-1-3 八潮北保育園

(4) 事業者経営分析用提出書類

- ① 提出期限 令和2年10月6日（火）（土日・祝日を除く）
- ② 受付時間 午前9時～午後3時（正午～午後1時を除く）
- ③ 提出先 本要領17のとおり
- ④ 提出書類 別紙3のとおり

※該当する法人用のものがない場合は、本要領17の担当者に問い合わせてください。

- ⑤ 提出部数 正本1部、副本1部

(5) 事業者経営分析用以外の提出書類

- ① 提出期限 令和2年10月13日（火）（土日・祝日を除く）
- ② 受付時間 午前9時～午後3時（正午～午後1時を除く）
- ③ 提出先 本要領17のとおり
- ④ 提出書類
別紙1のとおり
- ⑤ 提出部数 正本1部、副本10部（事業者概要については副本1部）
※副本は、事業者が特定できる記載部分（ファイルの表紙、名称、ロゴマーク等）
について、マスキング（塗りつぶし）を施してください。

(6) 辞退

本公募への申込を辞退する事業者は、次により「簡易型プロポーザル方式（公募型）参加辞退届」（様式3）を提出してください。

- ① 提出期限 令和2年10月6日（火）
- ② 受付時間 午前9時～午後3時（正午～午後1時を除く）
- ③ 提出先 本要領17のとおり

16. その他

(1) 質問方法

本公募に関する質問は、令和2年9月28日（月）午後3時までに「質問票」（様式2）にて、本要領17の担当者へFAXまたはメールで送付してください（電話での質問はお受けいたしません）。令和2年9月30日（水）までの回答を予定しています。

(2) 注意事項

- ① 区が必要と認める場合は、追加資料等の提出を求めることがあります。
- ② 区が必要と認める場合は、本公募に応募した事業者の名称および提出書類等の内容を公表することがあります（個人情報を除く）。
- ③ 提出された書類は、理由を問わず返却しません。
- ④ 応募に関する費用は、すべて応募する事業者の負担とします。
- ⑤ 公募の結果、1者のみの申込みであっても、審査会および選定会議を実施し、運営事業者選定の可否を決定します。

17. お問合せ・提出先

品川区広町2-1-36

品川区子ども未来部保育課 施設・運営係

（担当：施設・運営係 佐藤・深井）

電話：5742-6724 FAX：5742-6350

E-mail：hoiku-unei@city.shinagawa.tokyo.jp

※ 提出の際は、事前に電話連絡のうえ、ご来庁願います。